

令和 7 年度
北海道登別青嶺高等学校 一般入学者選抜生徒募集要項

1 募集人員

全日制課程 普通科 120名

2 出願資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和 7 年 3 月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者（令和 7 年 3 月末日までに中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者（令和 7 年 3 月末日までに当該施設の当該課程を修了する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和 41 年文部省令第 36 号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (7) その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

3 通学区域

北海道立高等学校通学区域規則第 2 条に基づく通学区域（保護者の住所が胆振西学区に存する者）又は、同規則第 3 条、第 4 条に該当する者に限り出願することができる。

4 出願の手続

出願者は、次の書類を、現に在学し、又は卒業した中学校又は義務教育学校の校長を経由して、本校校長に提出すること。

(1) 入学願書（ウェブ申請用）

出願者は、あらかじめウェブ上の出願情報電子申請システムにより、必要事項を入力・申請した上で、入学検定料として北海道収入証紙 2,200 円を入学願書に貼り付けること。

(2) 写真台紙・受検票（ウェブ申請用）

出願前 6 か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦 7 cm・横 5 cm）を貼り付けること。

ただし、令和 7 年 3 月 31 日に満 18 歳以上の者（平成 19 年 4 月 1 日以前に出生した者。以下「成人」という。）が出願する場合は、上記の (1)～(2) の書類に次の (3)～(4) の書類を添付して、直接本校校長に提出すること。

(3) 出願資格が分かる書類（中学校の卒業証明書、卒業証書の写し等。）

(4) 個人調査書（中学校卒業後 5 年を経過した者、夜間中学を卒業見込みの者を除く。）

5 出願の受付

(1) 受付期間 令和 7 年 1 月 20 日（月）～令和 7 年 1 月 23 日（木）

(2) 受付時間 9:00～16:30（23 日は 12:00 までとする。）

6 出願書類提出先

北海道登別青嶺高等学校長（〒059-0027 登別市青葉町 42 番地 1）宛

7 出願変更

- (1) 受付期間 令和7年1月28日(火)～令和7年2月3日(月)
(日曜日及び土曜日を除く。)
- (2) 受付時間 9:00～16:30 (3日は16:00までとする。)
- (3) 手続 出願の変更をしようとする出願者は、出願変更願を中学校又は義務教育学校の校長を経由して(出願者が成人の場合は直接)当初出願した高等学校長に提出すること。

8 学力検査

- (1) 検査期日 令和7年3月4日(火)
- (2) 会場 北海道登別青嶺高等学校
- (3) 検査時間 8:40までに入室すること。

検査時間	9:20～10:15	10:35～11:30	11:50～12:45	13:35～14:30	14:50～15:45
教科	第1部(国語)	第2部(数学)	第3部(社会)	第4部(理科)	第5部(英語)

なお、英語の聞き取りテストの時間は、第5部の検査時間の中に含む。

(4) 持参品

ア 受検票

イ 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り

なお、計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話(スマートフォンを含む。)、辞書機能付時計、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)等、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。

ウ 上履き及び昼食

9 面接(個人面接)

- (1) 日時 令和7年3月5日(水) 9:00～15:00
※後日、出願者ごとに面接会場への入室時間を指示する。
- (2) 会場 北海道登別青嶺高等学校
- (3) 面接時間 一人6～8分程度とする。
- (4) 持参品 受検票、上履き
※携帯電話(スマートフォンを含む。)、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。)の持込みは認めない。

10 合格発表

令和7年3月17日(月)午前10時に、合格者の受検番号を本校ウェブページに掲載するとともに、本人に通知する。(電話による可否の問い合わせには応じられない。)

< <http://www.n-seiryo.hokkaido-c.ed.jp/> >

11 追検査

学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条で出席停止の扱いが定められている感染症、その他やむを得ない事情により、本検査を受検できない者を対象とする。詳細は、中学校又は義務教育学校を経由して(出願者が成人の場合は直接)本校に照会すること。

12 その他

不明な点については、中学校又は義務教育学校を経由して(出願者が成人の場合は直接)本校に照会すること。